

子ども家庭局の内部組織に関する細則

平成30年10月1日適用

厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）に定めるところによるほか、子ども家庭局の内部組織を次のとおり定め、平成30年10月1日から適用する。

1. 組織の名称、数又は定数

組織 課等の名称	補佐の 定数	専門官		係		主査の 定数	専門スタッフ職	
		名 称	定 数	数	名 称		名 称	定数
書記付				2	管理係 経理係			
総務課	2	子どもの心のケア専門官 (児童福祉専門官)	1 3 <内3>	2	総務係 企画法令係			
少子化総合対策室	2	運営指導専門官	1	4	企画調整係 計画係 研修・研究助成係 指導係	1		
保育課	5	保育指導専門官 (児童福祉専門官)	1 1 <内1>	9	総務係 予算係 施設係 待機児童対策係 保育調整係 企画調整係 保育指導係 地域保育係 保育医療対策係	1 <内1>		
〔健全育成推進室〕	3 <内2>	児童健全育成専門官	1	4 <内1>	健全育成係 放課後子ども総合プラン連携推進係 子育て援助活動支援係 (企画法令係)			
家庭福祉課	5 <内2>	児童福祉専門官 社会的養護専門官	3 <内2> 1	7 <内1>	総務係 予算係 措置費係 指導係 家庭養護係 企画係 (指導調査係)	2 <内2>		
〔母子家庭等自立支援室〕	2	女性保護専門官 (就業・自立支援専門官)	1 1 <内1>	6	生活支援係 扶養手当係 就業支援係 女性保護係 企画係 (措置費係)			
虐待防止対策推進室	2	保健指導専門官 事例分析指導専門官 情報支援専門官	1 1 1 <内1>	5	調整係 自治体支援係 企画法令係 児童相談所指導係 (保護者指導係)			
子育て支援課	4 <内1>	保育人材確保専門官 児童福祉専門官 児童環境づくり専門官	1 2 <内1> 1	7	総務係 予算係 育成環境係 保育士対策係 児童相談係 (企画法令係) (指導係)	2 <内2>		
〔施設調整等業務室〕	2			3 <内1>	子育て支援係 人材研修係 (調整係)	1 <内1>		
母子保健課	3	生殖補助医療対策専門官 栄養専門官 妊娠出産包括支援専門官 (母子保健指導専門官)	1 1 1 1 <内1>	6	総務係 予算係 母子保健係 生殖補助医療係 企画調整係 妊娠出産包括支援係			
計	30 <内5>		25 <内9>	55 <内7>		7 <内6>		

(注) 1. 併任の官職（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする職）を下記の記号で示す。

室長 ----- []
捕佐 ----- <内 >
専門官・係長 ----- () =名称、 <内 >=定数
主査 ----- <内 >
計 ----- <内 >

2. 事務分担表(平成30年10月1日付改正後)

[書記付]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
書記	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 局の国会関係事務に関すること。 2. 局長の公印の保管に関すること。 3. 局の文書の発送、接受及び保存に関すること。 4. 局の災害関係の連絡に関すること。 5. 局の職員の人事及び給与に関すること。 6. 局の組織・定員及び級別定数の調整に関すること。 7. 局の公務災害に関すること。 8. 局の栄典及び表彰の調整に関すること。 9. 局の職員の安全、健康管理その他職員の服務に関すること。 10. 局の共済組合に係る事務に関すること。 11. 局の公務員宿舎に関すること。
	経理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 局の予算編成のとりまとめに関すること。 2. 局の予算執行のとりまとめに関すること。 3. 局の交付金、補助金等に係る予算の執行の調整に関すること（一般会計に限る。）。 4. 局の予算の示達に関すること（一般会計に限る。）。 5. 局の本省費（庁費、職員旅費、諸謝金等）の執行の調整に関すること（一般会計に限る。）。 6. 局の経理及び物品の管理に関すること（一般会計に限る。）。 7. 局の契約関係の連絡調整に関すること。 8. 局の庁舎管理関係の連絡調整に関すること。

〔総務課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 課の事務の連絡調整及び庶務に関すること。 課の文書の発送、接受及び保存に関すること。 課職員の勤務時間の管理及び福利厚生に関すること。 課所管の公印の保管及び物品の管理に関すること。 課の謝金及び旅費の執行に関すること。 課職員の給与及び旅費の請求に関すること。 課の栄典及び表彰に関すること。 課の所掌事務で他の係等の所掌に属しないものに関すること。
課長補佐	企画法令係	<ol style="list-style-type: none"> 局が所管する法令の制定、改廃又は解釈等の総括に関すること。 課所管の法令に関すること。 法令に関する大臣、事務次官、局長専決の文書案の審査に関すること。 局所管行政の企画、立案、連絡調整及び総括に関すること。 局の所管に属する審議会（他課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 国会に関する事務及びその総括に関すること。 局所管行政に関する行政改革、地方分権に関すること。 所管法人の許認可に関すること。 局の広報の総括に関すること。
児童福祉専門官 (併)		<ol style="list-style-type: none"> 児童福祉全般の企画に係る専門的事項に関すること。 国内・外の情報収集、分析並びに情報処理システムの研究・開発等に関すること。
児童福祉専門官 (併)		
児童福祉専門官 (併)		
子どもの心のケア 専門官		<ol style="list-style-type: none"> 震災等で受けた子どもの心理状況の変化やケアの方法の調査、分析及び検証等に関すること。 子どもの心のケアの方法に係る調査研究に関すること。 子どもの個々のケアに係る民間活動支援ネットワークへの専門的な助言、指導及び援助に関すること。

[少子化総合対策室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	企画調整係	<ol style="list-style-type: none"> 少子化対策に関する企画、立案に関すること。 少子化対策に関する各省庁、関係部局等との調整に関すること。 少子化社会対策大綱のフォローアップ等に関すること。 少子化対策関連会議の開催に関すること。 少子化対策に関する各種調査の企画、立案、実施及び分析に関すること。 少子化対策に関する国内外の情報の収集及び分析に関すること。 室の所掌に係る事務全般の企画及び連絡調整に関すること。
室長補佐	計画係	<ol style="list-style-type: none"> 室の事務の連絡調整及び庶務に関すること 室の予算編成及び執行の取りまとめに関すること。 社会保障給付費（少子化対策費に限る。）に関すること。 少子化対策関係予算の取りまとめに関すること。 次世代育成支援対策推進法に基づく地方公共団体の行動計画の策定及び実施に係る援助に関すること。 その他少子化対策事業に関すること。
	研修・研究助成係	<ol style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援に係る調査研究の企画、立案、実施に係る局内各課との連絡調整に関すること。 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金の予算の編成及び執行の総括に関すること。 子ども・子育て支援対策推進事業委託費の予算の編成及び執行の総括に関すること。 年金特別会計子ども・子育て支援勘定（厚生労働省の所掌に係るものに限る。）に係る支出・債権管理・歳入の徴収に関すること。
	主査	<ol style="list-style-type: none"> 局の所掌統計事務の総轄に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。
	指導係	<ol style="list-style-type: none"> 認可外保育施設の指導監督に関すること。 保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び家庭的保育事業等における事件及び事故に関すること。 延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業における事件及び事故に関すること。 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における事件及び事故に関すること。 認可外保育施設の調査に関すること。 子どもの預かりサービスに関すること。
運営指導専門官		<ol style="list-style-type: none"> 認可外保育施設の指導監督に係る専門的事項に関すること。 保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び家庭的保育事業等における事件及び事故に係る専門的事項に関すること。 延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業における事件及び事故に係る専門的事項に関すること。 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における事件及び事故に係る専門的事項に関すること。

〔保育課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 課の事務の連絡調整及び庶務に関する事。 課の文書の発送、接受及び保存に関する事。 課職員の勤務時間の管理及び福利厚生に関する事。 課所管の公印の保管及び物品の管理に関する事。 課の謝金及び庁費の執行に関する事。 課職員の給与及び旅費の請求に関する事。 厚生労働省の推薦、後援名義の使用に関する事。 課の栄典及び表彰に関する事。 課の所掌事務で他の係等の所掌に属さないものに関する事。
	予算係	<ol style="list-style-type: none"> 課の予算編成及び執行の総括に関する事。 保育所等整備交付金の予算編成に関する事。 その他保育所に関する事務で他の係に属さないもの。
	施設係	<ol style="list-style-type: none"> 保育所と他の社会福祉施設等の複合化に関する事。
課長補佐	待機児童対策係	<ol style="list-style-type: none"> 待機児童解消方策の検討及び関係省庁との連絡調整に関する事。 待機児童対策に係る予算及び執行等に関する事。 待機児童の調査及び分析の実施に関する事。 待機児童対策に係る地方公共団体への助言及び情報提供、解消計画の指導に関する事。 都道府県及び市町村の保育計画に関する事。
	地域保育係	<ol style="list-style-type: none"> 延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及び多様な事業者の参入促進・能力活用事業に関する事。 障害児保育に関する事。 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業に関する事。 保育所等に係る調査、分析、検証、評価に関する事。 認可化移行運営費支援事業に関する事。 家庭的保育事業等に係る研修等に関する事。
	保育調整係	<ol style="list-style-type: none"> 保育所運営費（措置によるものに限る。）に関する地方公共団体への助言、情報提供及び調整に関する事。 社会福祉法人会計基準（保育所分）に関する事。 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育に係るものに限る。）に関する事。 施設型給付及び地域型保育給付に関する事。
	保育医療対策係	<ol style="list-style-type: none"> 医療的ケア児への対策の検討及び関係省庁との連絡調整に関する事。 医療的ケア児への対策に係る予算及び執行等に関する事。 医療的ケア児に関する調査及び分析の実施に関する事。 医療的ケア児への対策に係る地方公共団体への助言及び情報提供等に関する事。
課長補佐	企画調整係	<ol style="list-style-type: none"> 国会関係事務に関する事。 保育対策の総合企画及び他の連絡調整に関する事。 保育所の運営指導に関する事。 保育所の設備及び職員配置基準に関する事。 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の設備及び職員配置基準に関する事。 認定こども園に係る内閣府及び文部科学省との連絡調整に関する事（予算係の所掌に属するものを除く。）。
課長補佐	主査（併）	<ol style="list-style-type: none"> 待機児童対策に係る保育士の人材確保に関する事。
	保育指導係	<ol style="list-style-type: none"> 保育所保育指針に関する事。 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する事。 保育内容に係る国内外の情報の収集、整理に関する事。 保育内容に係る調査研究の企画立案、実施及び分析に関する事。 保育内容に係る情報提供、広報、啓発に関する事。 保育内容に係る運営指導に関する事。 保育サービス第三者評価の評価基準の策定及び評価機関の育成に関する事。 子どもの健康支援（アレルギー対応等を含む。）に関する事。 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に係る関係省庁との連絡調整に関する事。
課長補佐		<ol style="list-style-type: none"> 保育における放射線への対応等に関する企画・立案及び連絡調整に関する事。 保育所、認可外保育施設及び認定こども園における放射線に関する調査の実施及び分析に関する事。 保育所、認可外保育施設及び認定こども園における災害に関する事。

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
保育指導専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所保育指針に係る専門的事項に関すること。 2. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に係る専門的事項に関すること。 3. 保育内容に関すること。 4. 保育相談に関すること。 5. 保育サービス第三者評価の評価基準の策定及び評価機関の育成に関すること。 6. 子どもの健康支援（アレルギー対応等を含む。）に関すること。 7. 保育内容に係る諸外国の情報の調査、収集、整理等に関すること。
児童福祉専門官 (併)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 待機児童対策に係る保育士確保につき地方公共団体への助言及び情報提供、保育士確保計画の指導の総括に関すること。

[健全育成推進室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	健全育成係	<ol style="list-style-type: none"> 放課後児童対策に係る施設の運営指導及び研修、指導に関すること。 放課後児童対策の企画及び立案に関すること。 放課後児童対策の調査及び統計、分析に関すること。 放課後児童対策の実施における関係省庁等との連絡調整に関すること。
	放課後子ども総合 プラン連携推進係	<ol style="list-style-type: none"> 放課後子ども総合プランに関する企画、立案及び調整に関すること。 放課後子ども総合プランに係る地方自治体の取組等に関する調査、分析及び評価に関すること。 放課後子ども総合プランに関する地方自治体への広報、啓発、情報提供及び指導に関すること。 前3号に掲げる業務に係る文部科学省との連絡調整に関すること。
室長補佐（併）	子育て援助活動支援係	<ol style="list-style-type: none"> 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）に関すること。
室長補佐（併）	企画法令係（併）	<ol style="list-style-type: none"> 室の所掌する法令等の制定、改廃に関すること。 国会関係事務に関すること。 請願の処理に関すること。 室の訴訟事務に関すること。 その他企画法令係の所掌に属すると判断される事務。
児童健全育成専門 官		<ol style="list-style-type: none"> 児童の健全育成の専門的技術的事項に関すること。 待機児童の調査及び解消計画の指導に関すること。 待機児童の解消方策の検討に関すること。 文部科学省との連絡調整に関すること。

[家庭福祉課]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課の事務の連絡調整及び庶務に関する事務。 2. 課の文書の発送、接受及び保存に関する事務。 3. 課職員の勤務時間の管理及び福祉厚生に関する事務。 4. 課所管の公印の保管及び物品の管理に関する事務。 5. 課の謝金及び旅費の執行に関する事務。 6. 課職員の給与及び旅費の請求に関する事務。 7. 課の栄典及び表彰のとりまとめに関する事務。 8. 課の所掌事務で他の係等の所掌に属さないものに関する事務。
	予算係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課の予算編成及び執行の総括に関する事務。 2. 次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の予算編成に関する事務（課の所掌する児童福祉施設に限る。） 3. 国立児童自立支援施設の運営指導に関する事務。
課長補佐	措置費係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童入所施設措置費（母子生活支援施設分を除く。）の予算の編成及び執行の総括に関する事務。 2. 児童入所施設措置費（母子生活支援施設分を除く。）についての他局との連絡調整に関する事務。
	指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課の所掌する要保護児童の保護に関する事務。 2. 課の所掌する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び児童家庭支援センター）及び事業の運営指導に関する事務。 3. 課の所掌する児童福祉施設及び事業の職員の研修に関する事務。 4. 施設退所後の自立支援に関する事務。 5. 課の所掌する児童福祉施設の調査・統計に関する事務。
	家庭養護係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 里親、ファミリーホームの指導及び全国里親会の運営指導に関する事務。 2. 里親支援機関事業の運営指導に関する事務。 3. ひきこもり、不登校児童対策の運営指導に関する事務。 4. 児童の非行の防止に関する事務。 5. 里親、ファミリーホームの養育者の研修に関する事務。 6. 里親、ファミリーホーム委託解除後の自立支援に関する事務。 7. 嬰子縁組のあっせんに関する事務。
課長補佐	企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課の所掌する法令等の制定、改廃に関する事務。 2. 国会関係事務に関する事務。 3. 請願の処理に関する事務。 4. 課の訴訟事務に関する事務。 5. その他企画係の所掌に属すると判断される事務。
課長補佐（併）	指導調査係（併）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童扶養手当支給事務の監査指導の企画・立案及び実施並びにこれに伴う指導の総括に関する事務。 2. 児童扶養手当支給事務の指導監査の実施に係る地方厚生局との連絡調整に関する事務。 3. 指導監査結果の分析及び指導方針の策定に関する事務。
課長補佐（併）	主査（併）	1. 児童相談所及び一時保護所の運営指導に関する事務。
	主査（併）	1. 児童相談所及び一時保護所の運営指導に係る地方公共団体・関係団体との連絡調整に関する事務。
児童福祉専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭養護（里親、ファミリーホーム）の推進及び養子縁組についての専門的技術指導に関する事務。 2. 課の所掌する事務のうち児童福祉に関する専門的技術指導に関する事務（社会的養護専門官の所掌に属するものを除く。） 3. 厚生労働科学研究等調査研究に関する事務。 4. 要保護児童対策について関係省庁との連絡調整等に関する事務。
社会的養護専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会的養護関係施設における家庭的養護の推進についての専門的技術指導に関する事務。 2. 社会的養護関係施設における施設ケアについての専門的技術指導・研究に関する事務。 3. 社会的養護関係施設の専門職員の指導、養成及び訓練に関する専門的技術指導に関する事務。
児童福祉専門官（併）		<ol style="list-style-type: none"> 1. 課の所掌事務のうち児童福祉に関する専門的技術指導に関する事務。 2. 児童相談所等児童福祉関係行政機関に係る専門的技術指導に関する事務。

〔母子家庭等自立支援室〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	生活支援係	<ol style="list-style-type: none"> 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦対策の総合企画に関すること。 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉関係業務に関すること。 自立促進計画に関すること。 母子生活支援施設、母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム）の運営指導に関すること。 母子家庭及び父子家庭の子育て・生活支援関係業務に関すること。 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉資金の執行、報告等に関すること。
	扶養手当係	<ol style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の予算の編成及び執行に関すること。 児童扶養手当の支給に関する業務の運営及び指導に関すること。
	就業支援係	<ol style="list-style-type: none"> 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業支援策の企画・立案に関すること。 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童の就業促進に関すること。 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業支援関係業務に関すること。 ハローワーク等就業関係機関との連絡調整に関すること。
	女性保護係	<ol style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力施策及び要保護女子の保護施策の企画・立案に関すること。 婦人相談所、婦人保護施設の運営指導に関すること。
	措置費係（併）	<ol style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設措置費及び婦人保護施設の予算の編成及び執行に関すること。 母子生活支援施設措置費について他局との連絡調整に関すること。
室長補佐	企画係	<ol style="list-style-type: none"> 室の所掌する法令等の制定、改廃に関すること。 国会関係事務に関すること。 請願の処理に関すること。 室の訴訟事務に関すること。 その他企画係の所掌に属すると判断される事務。
女性保護専門官		<ol style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力施策及び婦人保護施策についての専門的技術指導に関すること。 配偶者からの暴力施策及び婦人保護施策について関係省庁等との連絡調整に関すること。
就業・自立支援専門官（併）		<ol style="list-style-type: none"> 母子家庭及び父子家庭の自立施策に関する、地方公共団体、関係団体等に対する専門的技術指導に関すること。 母子家庭及び父子家庭の自立支援に関する情報収集・提供に関すること。 母子家庭及び父子家庭の自立支援に関する調査及び研究に関すること。

[虐待防止対策推進室]

室長補佐	調整係	<ol style="list-style-type: none"> 児童虐待防止施策の予算の編成及び執行に関すること。 児童虐待及び児童虐待防止対策に関する調査研究、分析、評価に関すること。 児童虐待防止対策協議会、要保護児童対策地域協議会（虐待ネットワーク）の事務処理及び予算に関すること。 児童虐待防止対策に関する各省庁、各部局、関係機関、民間団体等との調整に関すること（企画法令係の所掌に属するものを除く。）。 児童の権利擁護に係る総合調整に関すること。 被虐待児童に対する在宅支援サービスの企画立案に関すること。
	保護者指導係（併）	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの保護者への指導・支援の実施に関する企画・立案に関すること。 子どもの保護者への指導・支援に関する調査及び分析に関すること。
室長補佐	企画法令係	<ol style="list-style-type: none"> 児童虐待防止施策の企画・立案に関すること。 児童虐待の防止等に関する法律の施行、見直し及び解釈に関すること。 児童虐待防止対策の法令事項に関すること及びそれに基づく指導並びに各省庁、関係機関等との調整に関すること。
	自治体支援係	<ol style="list-style-type: none"> 児童虐待事例の把握並びに地方自治体の取組等に関する調査及び研究に関すること。（事例分析指導専門官の所掌に属するものを除く。）。 児童虐待防止に関する事例集の作成並びに研修等の企画及び実施に関すること。 児童虐待防止に関する広報、啓発、情報提供及び指導に関すること。 全国フォーラムの事務処理に関すること。 事件・事故に対する自治体等への指導に関すること。 社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の事務処理に関すること。 死亡事例等を含む重大事例の検証、分析に関すること。
	児童相談所指導係	<ol style="list-style-type: none"> 児童相談所及び一時保護所の運営に関すること。（児童虐待に係るものに限る。） 児童相談所、一時保護所の運営費の予算並びに執行に関すること。（児童虐待に係るものに限る。）
保健指導専門官		<ol style="list-style-type: none"> 児童虐待防止対策の保健分野についての専門的技術指導に関すること。 児童虐待防止対策の保健分野についての施策の企画・立案に関すること。 児童虐待の発生予防のための調査・研究に関すること。
事例分析指導専門官		<ol style="list-style-type: none"> 児童虐待における死亡事例を含まない重大事例及び支援困難事例に係る情報の収集及び分析、調査の企画及び立案並びに研究に関すること。 児童虐待における死亡事例を含まない重大事例及び支援困難事例に係る研究及び情報の分析の結果を踏まえた施策の企画及び立案に関すること。 前2号に掲げる業務に係る関係機関、関係省庁及び関係部局等との連絡調整に関すること。
情報支援専門官		<ol style="list-style-type: none"> 居住実態が把握できない児童に関する調査の企画、立案、実施、分析及び検証に関すること。 居住実態が把握できない児童の所在の把握等に係る地方自治体の取組に関する情報の収集、分析及び検証に関すること。 居住実態が把握できない児童の所在把握等のための施策の企画、立案及び調整に関すること。 前3号に掲げる業務に係る関係府省庁との連絡調整に関すること。

〔子育て支援課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 課の事務の連絡調整及び庶務に関すること。 課の文書の発送、接受及び保存に関すること。 課職員の勤務時間の管理及び福利厚生に関すること。 課所管の公印の保管及び物品の管理に関すること。 課の謝金及び庁費の執行に関すること。 課職員の給与及び旅費の請求に関すること。 課の栄典及び表彰に関すること。 課の所掌事務で他の係等の所掌に属しないものに関すること。
	予算係	<ol style="list-style-type: none"> 課の予算の編成及び執行の総括に関すること。 公益補助金の総括に関すること。 児童福祉施設の入所措置及び保育の実施に要する費用の監査に関する企画・立案、指導及び連絡調整に関すること。 こどもの国協会の運営指導及び財産処分に関すること。
	育成環境係	<ol style="list-style-type: none"> 母親クラブ等児童育成地域組織の育成、児童環境づくりに関すること。 児童委員及び主任児童委員に係る研修及び企画調整に関すること。 児童福祉週間の企画立案及び関係省庁との連絡調整に関すること。 児童の福祉のための文化財等に関すること。 児童厚生施設の運営指導及び研修、指導に関すること。 児童厚生施設の調査、統計に関すること。
	主査(併)	<ol style="list-style-type: none"> 子育て支援対策事業の企画、立案に関すること。 子育て支援対策に関する情報収集、調査、情報提供、広報・啓発に関すること。 子育て支援関係団体(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。 その他子育て支援対策事業に関すること。
課長補佐(併)	企画法令係(併)	<ol style="list-style-type: none"> 課の所掌する法令等の制定、改廃に関すること。 国会関係事務に関すること。 請願の処理に関すること。 課の訴訟事務に関すること。 その他企画法令係の所掌に属すると判断される事務。
課長補佐	児童相談係	<ol style="list-style-type: none"> 一時保護所の運営費の予算並びに執行に関すること。 児童相談所、一時保護所の施設整備に係る予算編成に関すること。(虐待防止対策推進室の所掌に属するものを除く。) 児童相談所の職員の指導、養成及び訓練に関すること。
	指導係(併)	<ol style="list-style-type: none"> 地方公共団体等における児童福祉事業の調査等に関すること。
課長補佐	保育士対策係	<ol style="list-style-type: none"> 保育士の需給計画の策定に関すること。 保育士資格に関すること。 保育士の養成に関すること。
	主査(併)	<ol style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金の予算の編成及び執行に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。 子ども・子育て支援対策推進事業委託費の予算の編成及び執行に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。
児童福祉専門官		<ol style="list-style-type: none"> 課の所掌事務のうち児童福祉に関する専門的技術指導に関すること。 児童相談所及び児童福祉施設等の専門職員の指導、養成及び訓練に係る専門的事項に関すること。
児童福祉専門官(併)		
保育人材確保専門官		<ol style="list-style-type: none"> 保育士資格等に関すること。 保育士試験に関すること。 保育士の需給計画の策定に関する専門的事項に関すること。 保育所保育士研修事業に関すること。
児童環境づくり専門官		<ol style="list-style-type: none"> 児童の環境づくりの専門的技術的事項に関すること。

[施設調整等業務室]

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
室長補佐	調整係（併）	<p>1. 次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の予算の編成の総括及び執行に関すること。</p> <p>2. 局内の社会福祉施設等災害復旧費補助金に関すること。</p> <p>3. 局内の所管施設（保育所及び幼保連携型認定こども園（保育に係るものに限る。）を除く。）の財産処分に関すること。</p>
	主査（併）	1. 保育所及び幼保連携型認定こども園（保育に係るものに限る。）の施設整備及び財産処分に関すること。
室長補佐	子育て支援係	<p>1. 子育て支援対策事業の予算執行に関すること。</p> <p>2. 子育て支援対策事業の取りまとめ及び連絡調整に関すること。</p>
	人材研修係	<p>1. 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金の予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>2. 子ども・子育て支援対策推進事業委託費の予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>3. 保育士、児童厚生員（児童の遊びを指導する者）及び子育て支援員の研修に関すること。</p>

〔母子保健課〕

課長補佐等	係等の名称	所掌事務
課長補佐 (総括)	総務係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課の事務の連絡調整及び庶務に関すること。 2. 課の文書の発送、接受及び保存に関すること。 3. 課職員の勤務時間の管理及び福利厚生に関すること。 4. 課所管の公印の保管及び物品の管理に関すること。 5. 課の謝金及び庁費の執行に関すること。 6. 課職員の給与及び旅費の請求に関すること。 7. 課の栄典及び表彰に関すること。 8. 課の所掌事務で他の係等の所掌に属さないものに関すること。
	予算係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課の予算編成及び執行の総括に関すること。 2. 次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の予算編成に関すること（課の所掌する施設に限る。） 3. 公益補助金に関すること。 4. 未熟児養育医療等に関すること。 5. 結核児童の療育に関すること。
課長補佐	母子保健係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊産婦、乳幼児の保健指導及び健康診査に関すること。 2. 妊産婦、乳幼児の特殊疾病の予防及び栄養に関すること。 3. 家族計画及び母体保護に関すること。
	生殖補助医療係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生殖補助医療、その他不妊治療に関する制度の施行に関すること。 2. 生殖補助医療、その他不妊症に関する新たな技術への対応に関するこ。 3. 生殖補助医療、その他不妊症に関する調査研究に関すること。 4. 厚生労働科学研究に関すること。 5. 妊産婦、乳幼児の特殊疾病の医学的指導等に関すること。
	妊娠出産包括支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て世代包括支援センターに関する企画及び立案並びに運営指導・調整に関すること。 2. 子育て世代包括支援センターの予算編成及び執行に関すること。 3. 子育て世代包括支援センターの職員の研修に関すること。 4. 妊娠から出産後の母子保健施策における児童虐待防止に関する保健指導及び健康診査に関すること。 5. 妊娠から出産後の母子保健施策における児童虐待防止に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 6. 妊娠から出産後の母子保健施策における児童虐待防止に関する関係機関の連携に関するこ。 7. 妊娠から出産後の母子保健施策における児童虐待防止に関する研修に関すること。
課長補佐	企画調整係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生殖補助医療に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 2. 課の所掌する法令等の制定、改廃及び解釈に関すること。 3. 国会関係事務に関すること。 4. 請願の処理に関すること。 5. 課の訴訟事務に関すること。
生殖補助医療対策専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1. 生殖補助医療研究におけるヒト受精胚の作成及び利用についての指導等に関すること。 2. 生殖補助医療に関する施策の専門的技術指導等に関すること。
栄養専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊産婦、乳幼児の栄養指導等に関すること。 2. 児童福祉施設等の衛生、給食指導等に関すること。 3. 特殊ミルク共同安全開発事業に関すること。
妊娠出産包括支援専門官		<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て世代包括支援センターに係る専門的技術的事項に関するこ 2. 児童虐待防止対策の母子保健分野についての専門的事項に関するこ。
母子保健指導専門官（併）		<ol style="list-style-type: none"> 1. 母子保健についての保健指導業務に関するこ（妊娠出産包括支援係の所掌に属するものを除く。）。 2. 母子保健についての保健師の教育及び現任訓練に関するこ。 3. 母子保健についての保健指導業務に関する企画及び調整に関するこ（妊娠出産包括支援係の所掌に属するものを除く。）。 4. 母子保健についての保健師の配置に関するこ。